

令和7年度京都府特定事業者指導・助言等業務仕様書

1 業務概要

(1) 趣旨

京都府では、事業者における地球温暖化対策として、特定事業者（京都府地球温暖化対策条例第16条第2項に規定する事業者をいう。以下同じ。）に対して「事業者排出量削減計画書」及び「事業者排出量削減報告書」の作成、提出を義務付けるとともに、その内容を評価の上、結果等を公表している。本業務では、令和6年度事業者排出量削減報告書を分析し、排出量削減の傾向等を考察するとともに、温室効果ガス排出量の削減率が低い事業者、これまで指導・助言を受けたことがない事業者等を対象とし、専門的な指導・助言等を実施する。

以上の業務を行うことにより、事業者の確実な温室効果ガス排出削減の促進を目的とする。

(2) 名称

令和7年度京都府特定事業者指導・助言等業務

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月13日（金）までとする。

2 業務内容

(1) 第五計画期間の計画書及び報告書の様式等の更新並びにデータベース管理支援ツールの作成業務

- ・ 第五計画期間の計画書様式のうち、排出係数を必要に応じて最新のものに変更したものを作成すること。また、第五計画期間の報告書様式のうち、排出係数を必要に応じて最新のものに変更したものを作成すること。
- ・ 特定事業者から提出された報告書から、エクセルファイルのマクロ機能等を使用して、データを抽出し、一覧にすることができる「データベース管理支援ツール」を使用して報告書のデータベースを作成すること。なお、「データベース管理支援ツール」を使用して抽出する項目については、京都府との協議の上、適宜変更すること。

※ データベース管理支援ツールは、マイクロソフト・エクセル形式のファイルであり、マクロ機能等を使用して個々の事業者の報告書等の様式からデータを読み出し、報告書のデータベースを作成するもの。

(2) 提出書類の審査・指導対象事業者抽出及び指導・助言業務

府が指定する特定事業者（10 事業者）から提出された報告書の内容について、過去の報告内容との整合性や関係資料の審査を行うこと。

また、特定事業者から提出された令和5～7年度事業者排出量削減計画書（以下「計画書」という。）及び報告書の内容並びに府が提供するこれまでの指導・助言実績を踏まえ、指導・助言の対象とする特定事業者（18 事業者）を抽出すること。

また、抽出した特定事業者の中から京都府が決定した事業者を対象とし、提出された報告書について、計画書に基づく措置の実施状況等の妥当性を確認するとともに、面談の上、温室効果ガス排出削減のために取り組むべき省エネ方策等に関し専門的な助言等を行い、事業者ごとに個票を作成すること。特定事業者に合わせて訪問形式かWeb形式のいずれかで実施するかを決め、事前に特定事業者へ日程調整を行うこと。

※ 個票とは、面談で得られた情報、また、指導・助言を行った内容をまとめたもの。

なお、面談した事業者に対し、個票の一部を提供すること。

3 業務体制

次のいずれかの者を業務責任者として1名以上配置し、本業務を円滑に実施すること。

- (1) エネルギー管理士の資格を持つ者
- (2) 設備設計一級建築士、建築設備士又は技術士（建設部門、電気電子部門、機械部門、衛生工学部門又は環境部門）のいずれかの資格を有し、かつ過去5年以内（平成31年度以降）に工場及び事業所の温室効果ガスの排出状況の調査及び分析を行い、その排出抑制に関する措置の提案等の業務経験がある者

4 成果物

業務の成果を報告書にまとめ、次のとおり提出すること。

- (1) 納入物
報告書（A4判）1部及び当該報告書の電子データ一式
- (2) 納期
令和8年3月13日（金）
ただし、2（1）の「第五計画期間の計画書及び報告書の様式等の更新」は令和7年5月26日（月）
また、2（1）の「データベース管理支援ツール」は令和7年11月28日（金）
- (3) 納入先
京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課

5 その他

本仕様書に明記なき事項については、速やかに京都府と協議の上これを決定する。